

独立行政法人統計センター一般事業主行動計画

独立行政法人統計センター（以下、「センター」という。）は、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を図ることを目的とした「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」及び女性の職業生活における活躍を推進することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」に基づき、職員が仕事と子育てを両立し、ワークライフバランスの実現により女性職員はもとより全ての職員が、その個性と能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 計画内容

**目標：管理職に占める女性の割合（30%以上）を維持しつつ、
更なる女性の登用に努める**

<対策>

令和3年度～

- ・ センターでキャリアアップ研修を実施するほか、人事院等が実施する女性職員のキャリア形成支援等のための研修に職員を積極的に参加させる。
- ・ 中堅・若手職員の段階から、幅広い職務経験を積ませることにより、将来の管理・監督的地位への登用候補者の育成に努める。

目標：職員全体の残業時間を月平均15時間以内とする

<対策>

令和3年度～

- ・ 課室独自の超過勤務縮減対策を徹底する。
- ・ 勤務時間管理システムによる時間外勤務の管理を徹底し、健康管理体制の強化を行う。
- ・ 定時退庁日について見直すとともに、庁内放送やイントラネットを活用して全職員に定時退庁を呼びかける。
- ・ 管理・監督者は、過重な負担が長期に亘って特定の職員に集中しないよう業務分担の見直しを行うとともに業務の簡素化・合理化を推進する。

目標：働き方の見直しの推進

<対策>

令和3年度～

- ・ 育児・看護・介護と仕事の両立支援のための休暇等制度、テレワーク及びフレックスタイム等の勤務形態について、職員へ十分な周知、浸透を図り利用を推進する。
- ・ 管理・監督者は、日ごろから職員と意思疎通を十分に計り、職員が気兼ねなく相談することができる環境の整備に努める。
- ・ 各種手当、休暇、給付金等の申請手続を見直し、電子申請を推進する。

目標：育児休業を取得しやすい環境の整備

<対策>

令和3年度～

- ・ 育児休業及び子育て支援に関わる諸制度について、イントラネットに分かりやすく掲示し、職員（男性職員を含む）に周知することにより、制度活用を促進する。
- ・ 人事評価の面談等を利用して、休業予定の把握、休業中の連絡体制及び情報提供の希望について相談ができるよう、面談シートを作成し、円滑に休業から復帰までをサポートする仕組みを整備する。
- ・ 安心して育児休業を取得できるように所属部署の業務又は業務分担を見直す。